

環 境 審 第 3 3 号

令 和 3 年 (2021年) 2 月 1 2 日

北海道知事 鈴木直道 様

北海道環境審議会会長 中村太 士



令和元年度における北海道地球温暖化対策推進計画に基づく措置及び施策の実施
状況について (答申)

令和2年(2020年)9月4日付け気候第230号で諮問のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

記

「北海道地球温暖化対策推進計画」(以下「推進計画」という。)では、計画の着実な推進を図るため、毎年、PDCAサイクルの考え方に基づき進行管理を行うこととされており、推進計画に基づく施策等の実施状況について、定期的に北海道環境審議会による評価を受け、その結果を公表するとともに、意見等を施策の見直しなどに活用することとされている。

北海道環境審議会は、令和2年(2020)年9月4日、北海道知事より諮問を受けたことから、令和元年度の実施状況等について「地球温暖化対策部会」で調査審議を行い、別紙のとおり評価結果を取りまとめたものである。

地球温暖化による気候変動の影響が顕在化し、幅広い分野への影響が懸念されるなか、「脱炭素」は世界的な潮流であり、北海道においても、2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けて、より一層取組を強化していかなければならない。

また、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における生活様式の変容といった社会の変化や新たなニーズを踏まえ、「脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイル」への転換を推進する必要がある。

1 温室効果ガス排出量の状況等

- 近年、温室効果ガス排出量は、概ね横ばいで推移しているものの、基準年に比べると増加しており、削減目標の達成は依然として厳しい状況にあると考えられるが、道に続き国が2050年までの実質ゼロを表明したことを踏まえ、目標に向け、重点施策を中心とした取組をより一層推進していく必要がある。
- 削減シナリオの進捗状況については、民生（業務）部門のように順調に取組が進んでいる項目もあるが、全体としては計画どおり進んでいないことから、それぞれの取組をより一層推進していく必要がある。
特に、フロン類の排出量が増加傾向にあることから、適正管理に係る取組を推進する必要がある。

2 施策の実施状況等

- 推進計画に基づき、関係者が連携して様々な施策に取り組み、昨年度の環境審議会の評価に対しても道の施策に適宜反映されるよう検討し、実施されている。削減目標の達成は厳しい状況にあるが、「脱炭素」の潮流を加速する、より効果的な施策の実施を検討する必要がある。
- 全道各地で実施されている道民やNPOなどによる地球温暖化対策の取組について、きめ細やかな把握に努め、最新の事例を全道へ効果的に情報発信することで脱炭素型の行動変容につなげるなど、各主体の自主的な取組がより一層促進されるよう支援していく必要がある。

3 今後の施策等について

今後の施策等の展開に当たっては、次の点に留意して取り組むことが必要である。

- 既に世界的な平均気温の上昇などが観測され、その影響の大きさや深刻さから、地球温暖化は最も重要な環境問題の一つであることを踏まえ、脱炭素社会の実現に向けて、広く道民や事業者の理解を促進するとともに、多様な主体が連携・協働し、温暖化対策に取り組むような施策等を検討すること。
- 北海道胆振東部地震で発生した大規模停電により、様々な分野に影響が及んだことを踏まえ、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入を促進し、災害に強い地域づくりを進めていくこと。
- 道民・事業者等の節電や省エネルギーに係る取組について、改めてその重要性を認識し、より一層の取組を促進すること。
- 地域における地球温暖化対策の推進体制を確保するため、市町村や民間団体などに対して必要な支援を行うこと。
- 気候変動の影響への適応について、国の「気候変動適応法」や「北海道気候変動適応計画」に基づき、適応に係る情報収集や理解促進のための施策等を実施するとともに、法に基づく「地域気候変動適応センター」機能の確保に向けた取組を着実に進めていくこと。
- 森林環境譲与税などを活用し、カーボンニュートラルに資する森林吸収源の確保に向けて計画的な森林整備を推進すること。